

第 11 回 地方分権改革有識者会議 議事概要

開催日時：平成 25 年 12 月 10 日（火） 17：29～18：15

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 6 階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、柏木齊、後藤春彦、白石勝也、勢一智子、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、関口昌一内閣府副大臣、伊藤忠彦内閣府大臣政務官、松元崇内閣府事務次官、梅溪健児内閣府審議官、末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

- 1 事務・権限の移譲等について（事務・権限の移譲等に関する見直し方針案）
 - 2 地方分権改革の総括と展望について（中間取りまとめ案）
-

1 議題 1「事務・権限の移譲等」について、新井内閣府地方分権改革推進室次長から、事務・権限の移譲等に関する見直し方針案に係る資料の説明があり、その後、神野座長から発言があった。概要は以下のとおり。

（新井次長）国から地方及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、各府省と調整を行っており、現在の状況が資料 1 である。今後調整を要する事項もあり、直轄道路・河川については、防災・減災の観点から国として引き続き管理すべき道路・河川がある、地方管理の道路・河川の直轄への編入などについても国と地方の適切な役割分担を踏まえ協議を進めるべきという趣旨の指摘も与党からあったところ。これらも踏まえ、引き続き調整し、内閣府案（「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について」（平成 25 年 11 月 1 日内閣府））の修正を行いたい。

12 月中旬には、資料 1－2 を閣議決定したい。

前回の有識者会議において勢一議員から依頼があった、事務・権限の移譲を実現できた事項と実現できていない事項の全体像の整理について、資料 1－3 を用意した。国から地方への事務・権限の移譲等については、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について（平成 25 年 9 月 13 日 地方分権改革推進本部決定）」に示された項目について、措置状況を記載している。当面の方針において、「移譲する方向で見直すもの」とされた事項については、見直し方針においても多くが「移譲する事務・権限」とされている。一方、当面の方針において、「移譲する方向で見直すもの」以外として整理された事項については、今回「移譲以外の見直しを行う事務・権限」や「見直し方針に盛り込まない事項」となったものがある。また、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、第 30 次地方制度調査会答申（平成 25 年 6 月 25 日）に示された項目について、措置状況を記載している。措置状況の分布は分散しているが、指定都市と所在道府県の双方の 3 分の 2 以上が移譲に賛成している事項については、ほとんどが見直し方針に盛り込む事項とされている。

事項数はまだ確定していないが、検討対象事項のうち見直し方針に盛り込む事項は、国から地方への移譲等が 96 事項中 65 事項、都道府県から指定都市への移譲等が 64 事項中 41 事項と、それぞれ 3 分の 2 程度の措置率となっている。

（神野座長）この事務・権限の移譲等に関する見直し方針については、これまでの有識者会議における調査審議を参照していただきながら、政府において地方分権改革推進本部及び閣議における決定に向け、努力をお願いしたい。

2 次に、議題2「地方分権改革の総括と展望」について、末宗内閣府地方分権改革推進室次長から、中間取りまとめ案に係る資料の説明があった。概要は以下のとおり。

(末宗次長) 資料2-1については、2ページ目の「今後地方に期待すること」の「1 改革成果の住民への還元」において、資料2-2の3-(1)の第4段落の内容と整合をとるべきであるとの指摘を踏まえ、「地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする」を追記するとともに、地方議会に関する指摘を踏まえ、「2 住民自治の拡充」に、「地方議会の機能発揮」を追記した。

資料2-2については、1-(1)と参考1の表題が同一にならない方がいいという指摘を踏まえ、参考1の表題を「これまでの地方分権改革の概要」とした。「はじめに」の第4段落について、「改革提案機能」という表現を分かりやすくすべきとの指摘を踏まえ「制度改革を提案する機能」に修正した。

前回の中間取りまとめ案では「手上げ方式」との表記を用いていたところ、公用文においては「手上げ」と「手挙げ」の両方の例があったが、辞書等によれば「挙げる」は「意思を明確にしてあげる」という意味があるので、「手挙げ方式」との表記に変えることとした。

また、資料2-2について、1-(2)の中の「提案募集方式」や「手挙げ方式」の内容は1-(4)に記載してあることが分かるようにするとの指摘を踏まえ、1-(2)に脚注を加えた。1-(3)の「アプローチ」では、専門部会の活用に係る意見を踏まえ、これまでに開催された専門部会を参考として記載した。1-(4)-③では、「手挙げ方式」の導入により不利益が生じるのではなく、むしろ良い効果が広く波及するものであるとするとの指摘を踏まえ、第2段落を修正した。1-(5)-③では、正確に記載するべきであるとの指摘を踏まえ、「公益法人」を「公益法人・一般法人」とするとともに、前向きな記述にするとの指摘を踏まえ、第2段落の後半を修正した。1-(5)-④では、地方議会の役割も記述してはどうかとの指摘を踏まえ、第2段落を追記した。

資料2-2の2-(1)では、事務・権限の移譲に当たっての支援措置を明示すべきであるとの指摘を踏まえ、第7段落を追記した。2-(2)では、国は義務付け・枠付けに係る従うべき基準の根拠を示すようにするべきであるとの指摘を踏まえ、第2段落を修正した。

資料2-2の3-(1)では、地方公共団体における体制整備や人材育成などは、改革成果の住民への還元に係る項目中においても記載するべきであるとの指摘を踏まえ、第6段落を追記した。

3 続いて、地方分権改革の総括と展望の中間取りまとめ案について、各議員から発言があり、中間取りまとめが行われた。概要は以下のとおり。

(森議員) 資料2-2の1-(5)-④の第2段落に記載されている、「住民と執行当局をつなぐ地方議会の役割は重要である」について、執行当局が住民と直接つながっていないとも読めるが、執行当局も住民とつながっていると認識している。

(神野座長) 指摘を踏まえ、「住民と執行当局をつなぐ」を削除し、「地方議会の役割は重要である」とする。

(白石議員) 地方財政の充実強化という点がしっかり記載されているため、これを確実に実行することが課題である。土地利用については、様々な事項が記載されているところ、都道府県から市町村への移譲の段階で差が生じるため、都道府県から市町村への移譲についても国において主導的な役割を果たしてほしい。

(谷口議員) 森議員の指摘に基づく表現の修正に合わせるのであれば、資料2-2の3-(2)の第5段落の表現も修正が必要ではないか。この点については、もう少しシンプルにすることができるのではないか。

(神野座長) 指摘を踏まえ、「地方議会は、住民自治の拡充のために、行政を監視・評価し、住民の意見を集約・代弁し、また、住民に対し説明するという期待される機能をより発揮していかなければならない」とする。

(柏木議員) 第1次地方分権改革、第2次地方分権改革の理念を引き継ぎ、一定の取りまとめができたことは評価できる。特に、従来の一律的な地方分権改革から、多様性を認めたところが重要であり、「提案募集方式」や「手挙げ方式」の導入を求めている点が、現実感を高くする。

(後藤議員) 資料2-2の2-(1)の第7段落について、「確実な」の記載の前に、「国は」という主語を入れるといいのではないか。

(末宗次長) 国から地方への事務・権限の移譲と、都道府県から市町村への事務・権限の移譲があり、これらのマクロ的な措置は国が行うが、事務処理特例制度を活用して任意に事務・権限を移譲する場合もあるため、主語を明示していない。

(後藤議員) 分かった。このままの表現でいい。

(勢一議員) とても良い取りまとめ案ができた。今回の中間取りまとめは、地方の多様性を大切に、それを反映させる仕組みを用いて地方分権改革を進めるという点が肝になっている。このため、「提案募集方式」や「手挙げ方式」の導入を求めたことは注目されており、期待されている。これは同時に、制度設計の段階で利便性を高めなければ地方がうまく使えないということになるため、今後、個別法への反映や制度設計の段階における工夫が課題である。

(古川議員) 事務・権限の移譲等に関する見直し方針案と、地方分権改革の総括と展望の中間取りまとめ案については、よくまとめられている。事務・権限の移譲等は、現在も調整中となっている点もあるが、取組が進みつつあるのは、新藤大臣をはじめとする政務の方々や関係者の力によるものであり、引き続きよろしく願いたい。

事務・権限の移譲等について、これまで地方は何でも移譲を求めていたところ、今回は、立入検査や報告だけではなく命令等の権限も一緒に移譲されなければ実効性のあるものにならないということで、関連する事務・権限が移譲されない事項などについては移譲を求めないこととした点が、特徴的である。これは、改革の成果を住民に実感してもらわなければならないということの一つの表れである。

提案募集方式や手挙げ方式は新しい手法であり、ある意味で地方は厳しい場にさらされるのかもしれない。やる気がない地方はやらないまま、やる気と力がある地方がやっていくということになるのであり、地方分権改革がこのような段階に来たということであると考えている。資料2-1には必要なことが記載されており、実際の地方の現場を持つ者としては、しっかりしなければならないという気持ちになっている。これは終わりではなく、中間取りまとめであるため、引き続き様々な点を深めていかなければならない。

(神野座長) 地方分権改革の総括と展望については、本日の指摘に基づく修正を反映させた上で、資料2をこの有識者会議の中間取りまとめとする。

4 次に、末宗内閣府地方分権改革推進室次長から、今後の地方分権改革有識者会議のスケジュールについて説明があった。概要は以下のとおり。

(末宗次長) 平成26年の有識者会議のスケジュールを、資料3に記載している。2月には、有識者会議の議員が地方に出向き意見交換する地方懇談会の開催を予定している。現在、埼玉県と福岡県で開催することを考えている。

3月には、海外調査を行うことを予定している。地方分権改革の総括と展望の中間取りまとめに向けた議論において、土地利用に関して都市と農村の土地利用の一元化などの意見もあったことから、先進的な国について調査を行ってほしいと考えている。

事務・権限の移譲等については、平成25年中に見直し方針をまとめた上で、法律改正事項については第4次一括法案として平成26年3月に閣議決定し国会に提出したい。

また、3月から4月頃には有識者会議を開催し、地方懇談会・海外調査・第4次一括法案について報告することを予定している。

そして、4月から5月に有識者会議を開催して、地方分権改革の総括と展望に関する最終取りまとめ案を議論し、5月から6月の有識者会議において最終取りまとめを行い、6月頃の地方分権改

革推進本部に報告したい。

6月30日には、全国規模の地方分権改革シンポジウム（仮称）を東京で開催する予定である。

- 5 最後に、神野座長から新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）に地方分権改革の総括と展望の中間取りまとめが手交され、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

（新藤大臣）この有識者会議において、素晴らしい成果を挙げてもらった。私が担当大臣となった後、これまでの地方分権改革の推進体制を変え、調査審議機能を担う地方分権改革有識者会議と、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚で構成される地方分権改革推進本部という体制として、実効性の向上を目指した。本日、その成果を早速出してもらった。

また、この有識者会議には、各府省から多くの傍聴者が来るなど、各府省も熱心に参加いただいた。事務・権限の移譲等については、政府全体に関係するものであるため、私たちの議論を聴いた各府省の担当者が、議論の内容を踏まえて各府省において仕事を進めてほしい。

事務・権限の移譲等については、第4次一括法案を次期通常国会に提出し、実現したい。地方分権改革の総括と展望については、各議員から意見をいただき、革命的な変化をもたらす中間取りまとめになった。この点、今後の地方の活性化は、それぞれの地方の自立と合わせて多様性が必要であるということがコンセプトであると考えており、画一的な制度のみではいけないという現状に有識者会議がいち早く反応して具体的な提案を出した。提案募集方式や手挙げ方式は今までにない手法であり、時代の変化に合わせて、有識者会議の議論において先進的なものを明示してもらった。

政府の推進体制として、有識者会議の専門部会を開催して成果を出してきたところ。この専門部会の仕組みを今後も常に設けて、政府の推進体制を強化しようとしており、これも有識者会議の活動の成果である。

また、あわせて、効果的な情報発信を行い、議会・住民・各地域の意識を更に高め、自分たちのまちは自分たちの手でつくり、変えていくということを、国も地方も一緒になって進められるようにしたい。そのためには、意識改革、広報体制の整備、優良事例の周知等が効果を挙げると考えられるため、具体的な取組を展開したい。例えば、全国シンポジウム、ホームページやSNSを活用した優良事例の紹介が考えられる。また、地方公共団体、あるいは住民団体がこのようなシステムを使用して、自らPRしてくれるといい。このように、地方分権改革に対して、地域住民の参加が更に増えるとありがたい。

地方分権改革の総括と展望については、このような素晴らしい成果を出してもらったところ、私たちは政府としてこれを受け止めて、必要な法整備・制度改正・予算措置を含めて、確実に実行していきたい。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）